

● ご利用方法

① 申請（妊娠8か月以降から希望日の10日前まで）

こども家庭センター（本館1階13番窓口）に申請

初回ご利用前には必ず事前申請が必要になります。利用を希望する施設に仮予約を行ってから、利用日の10日前までにこども家庭センターに申請してください。申請が10日以内になる場合は申請前にご連絡ください。



（宿泊型・通所型）

② 利用者が予約をとる

予約後は市へ連絡が必要

蕙愛レディースクリニックは、市から予約をとるようになります。

（訪問型）

② 市が予約をとる

予約後に連絡をさせていただきます。



利用決定後、決定通知書と利用券が届きますので、利用するときは毎回決定通知書の提示と利用する回数分の利用券を提出してください。

宿泊型・通所型利用の方で利用日時の変更、中止する場合は、施設の定める期限内に直接施設へご連絡ください。訪問型利用の方は市へご連絡ください。

キャンセル期限以降のキャンセル及び事前連絡なく利用しなかった場合は、施設の定めるキャンセル料が発生します。予約時にキャンセル期限と金額を必ず確認してください。キャンセル料は施設に直接お支払いいただきます。



③ 利用と支払い

（宿泊型・通所型）

施設で定められた持参物、市から送付した産後ケア事業利用決定通知書、産後ケア事業利用券（利用する回分）等を持参しケアを受ける

宿泊型・通所型：自己負担金は、各施設で異なります。施設ごとに定められた額を直接施設へお支払いください。

（訪問型）

市から送付した産後ケア事業利用券（利用する回分）を助産師に渡してください。

